北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議 (第3回)

1. 日 時

平成29年2月2日(木) 10時30分~11時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理) 松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局:川上鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員:運輸審議会審理室 川﨑調査官、木村課長補佐

## 4. 議事概要

- 鉄道局が、事前の質問事項(①総括原価方式の下での上限価格制を導入することとなった背景及びその目的、②鉄道事業法及びそれ以前の地方鉄道法における運賃・料金の審査基準、③中小民鉄収入原価算定要領の策定経緯及びこれに基づく審査内容等)について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ①地方鉄道法時代にもこのような中小民鉄収入原価算定要領はあったのか。
  - ②今回の申請内容についていわゆる査定をしたものはあったのか。 等についての質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①地方鉄道法時代には、原価計算期間は3年ではなく1年であったものの、現在の同算定要領とほぼ同内容の算定要領は存在していた。
- ②特に査定したというものはない。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運

輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。